

令和6年度各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業公募に係る問い合わせ回答

No	質問	回答
1	<p>教師支援型の遠隔授業(部分的に配信センターから遠隔授業を提供する)を活用する学校についても、ネットワークの構成校に含めて問題ないか?</p>	<p>配信センター側で単位認定まで行わない取組についても、含めることができます。その場合は、構想調書3(3)において、「課程内」欄に「×」を付けて明示をお願いします。</p>
2	<p>応募の要件になっている「学科」の考え方はどうなっているか?(具体的には、IBなどのプログラムやコースが考え方に含まれるか)</p>	<p>「学科」については、高等学校設置基準で定める学科です。(例えば全日制普通科でIBコース・プログラムが分かれている場合でも、全日制普通科としてカウントします)</p>
3	<p>遠隔配信拠点(情報Ⅱ等を配信)の機器整備を単独で希望できるように、条件を変えることはできないか。 遠隔授業の配信拠点の分室単独はDX事業の対象外となっており、多数の学校に情報Ⅱ等の授業配信を予定している配信拠点に機器整備ができない状況。</p>	<p>配信拠点単独での事業申請はできない制度になっています。一方で、情報Ⅱの受信校がDXハイスクールに採択されれば、そのための配信設備は拠点に整備可能ですので、DXハイスクールとの連携をご検討ください。</p>